

甲府市簡易水道等事業 経営戦略

計画期間 【令和8年度(2026年度) ~ 令和17年度(2035年度)】

令和8年3月

山梨県 甲府市

目 次

経営戦略策定の背景	1
1. 事業の概要	
(1) 事業現況	
①給水	2
②施設	2
③料金	2
④組織	3
(2) これまでの主な経営健全化の取組	4
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析	5
2. 将来の事業環境	
(1) 給水人口の予測	6
(2) 水需要の予測	7
(3) 料金収入の見通し	8
(4) 組織体制	8
3. 経営の基本方針	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	
(1) 投資・財政計画（収支計画）	9
(2) 投資・財政計画（収支計画）の概要	
①投資について	9
②財源について	10
③投資以外の経費について	10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
①投資の合理化、費用の見直しについて	10
②財源についての検討状況等	12
5. 経営戦略の事後検証、改善等に関する事項	12

経営戦略策定の背景

本市の簡易水道等事業は、北部の山間地域9地区に点在する集落及び平成18年3月に合併した南部の古関・梯町に水道水を供給しており、簡易水道4施設及び小規模水道6施設（甲府市簡易水道等条例で規定する水道施設）の計10施設を有しています。

また、給水人口は、合計約300人で、公衆衛生の向上と公共の福祉の推進に寄与することを目的としています。

こうした中、簡易水道等事業など公営企業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う料金収入の減少のほか、施設・設備の老朽化に伴う更新投資等の増大などにより、益々厳しさを増していくことが想定されます。

全国でのこのような状況に鑑み、平成26年8月、総務省から発出された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」の通知において、全ての公営企業に対して自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、計画的な経営に取り組み、効率化・健全化を行うための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定が要請されました。

また、これらに的確に取り組むためには、公営企業が自らの損益・資産等を正確に把握することが必要となることから、公営企業会計の導入についても要請され、本市においては、令和2年4月1日より、これまでの官公庁会計方式から地方公営企業法の財務適用による公営企業会計へ移行するとともに、令和3年度に「甲府市簡易水道等事業経営戦略」を策定し、事業の安定経営に努めてまいりました。

こうした中、令和7年度には「経営戦略」の策定から5年が経過し、前期の事業評価を実施する中で、社会情勢の変化を踏まえ見直しを行いました。

今後も、本市の都市像である「幸せ実感 希望ある未来を創り続けるまち 甲府」【第七次甲府市総合計画】の実現に向け、南北山間地域における住民生活に最も密接に関係している簡易水道等事業において、安全でおいしい水が安定的に供給でき、信頼性の高い水道を次世代に着実に継承していけるよう、事業の安定経営に努めてまいります。

団 体 名 山梨県 甲府市

事 業 名 甲府市簡易水道等事業

策 定 日 令和8年3月

計画期間 令和8年度～令和17年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

本事業は、給水人口が零細な南北山間地域への水道水の供給であることを踏まえ、福祉事業として運営しています。

① 給水

供給開始年月日	昭和30年～ 昭和57年まで	計画給水人口	819 人
法適（全部・財務）・非適の区分	法適 財務適用	現在給水人口	307 人
		有収水量密度	0.60千m ³ /ha

* 供用開始年月日については、10施設の開始年月日の期間を表示

* 計画給水人口は、水道法に基づく、簡易水道事業4地区について記載

② 施設

水 源	表流水 ・ 伏流水 ・ 地下水			
施 設 数	浄水場設置数	5	管路延長	26.9 千m
	配水池設置数	5		
施設能力	1,257 m ³ /日		施設利用率	77.2 %

③ 料金

料金体系の概要・考え方

料金体系については、1地区を除いて定額制であり、その大部分が生活用水（一般用）であります。営業用については、小規模飲食店がほとんどであり、大口使用は、市の公共施設である支所や温泉施設であります。

また、水道料金は、民設民営から公設公営の簡易水道及び小規模水道に移行した平成19年4月から変更していませんでしたが、平成29年3月に策定した「甲府市簡易水道等事業計画【平成29年度～平成33年度】」において、当分の間、現行の料金体系を継続する中で、法律等の改定がなされる場合等には見直すこととしたことから、令和元年10月の消費税率及び地方消費税率改正時に、内税方式から外税方式への変更及び北部と南部の定額制料金の統一を図り、月額（税込み）にして50円から200円の税率変更分相当額程度の改定を行っています。

料金体系については、次のとおりです。

○料金

・定額制（月額）

古関・梯町簡易水道	用途	
上積翠寺町洞簡易水道	一般用	
平瀬町平瀬簡易水道	定住	1,000円
高成町高成簡易水道	非定住	500円
黒平町上黒平小規模水道	営業用	
昇仙峡通り小規模水道	メーター口径13mm	1,500円
黒平町下黒平小規模水道	メーター口径20mm	2,000円
御岳町小規模水道	メーター口径25mm	3,000円
草鹿沢町小規模水道	メーター口径40mm	4,000円

・従量制（2か月）

猪狩町小規模水道	基本料金30m ³ まで	1,000円
	水量料金30m ³ から1m ³ 増すごとに	20円

○加入金

一律 50,000円

※上記金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

④ 組織

組織体制については、「市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則」により、平成24年4月から上下水道事業管理者へ事務委任され、水道水供給施設の維持管理や料金徴収など、簡易水道等事業の運営を工務部水道管理室水保全課簡易水道係4名が行っています。

なお、簡易水道等事業に伴う経理、会計、契約等の事務は、令和2年4月1日からの公営企業会計移行に伴い、水道事業会計に負担金を支払う中で、上下水道局の各担当が行っています。

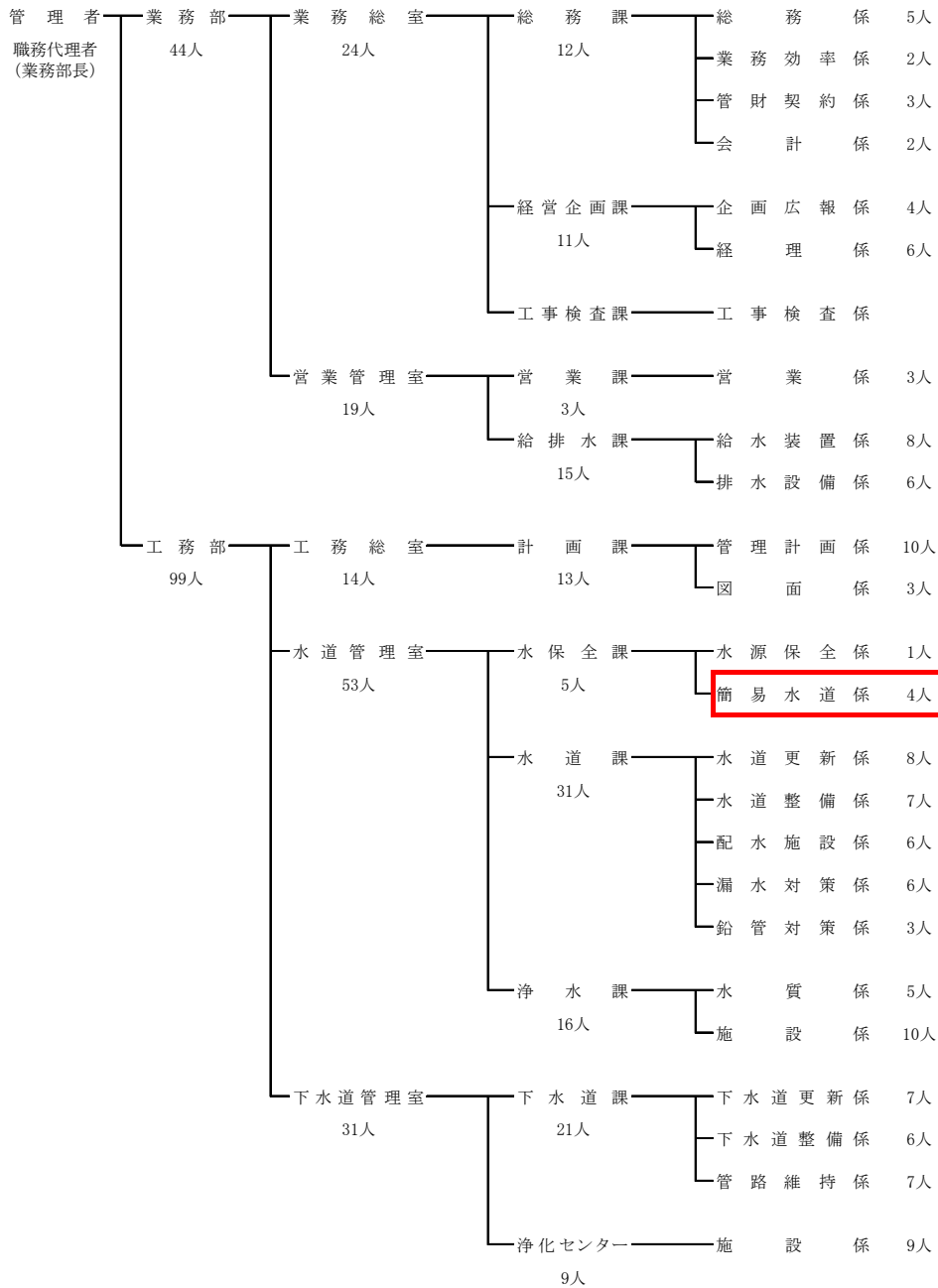
甲府市上下水道局の職員体制は、次のとおりです。

〈職員体制〉

組織体系

(1) 構成図(職員配置数)

令和7年4月1日現在



※2部 5室 11課 24係 143人(管理者・併任除く。)

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成23年度に第1次「甲府市簡易水道等事業運営計画【平成24年度～平成28年度】」を策定し、事業運営の適正化を図るとともに、市長部局から上下水道局への事務委任による事業運営体制を整備してきました。

また、平成28年度に「甲府市簡易水道等事業計画【平成29年度～平成33年度】」を、令和3年度に「甲府市簡易水道等事業経営戦略【令和3年度～令和12年度】」を策定し、効率的な施設更新・維持管理と水道水の安定供給を図ってきたところです。

現在の民間活用及び経営・管理の一体化の内容は、次のとおりです。

民間活用及び経営・管理の一体化の内容

業務体系	簡易水道等施設維持管理 (施設点検・周辺環境整備等)	地区水道組合(10地区)	
	簡易水道等施設維持管理 (水質毎日検査等)	//	
	各施設電気機械設備等保守点検	民間事業者	
	水質検査(細菌検査等)	//	
経営・管理の 一体化	給与等福利厚生管理	業務部	総務課 総務係
	公営企業会計電算システムの 共有・管理	//	総務課 業務効率係
	固定資産管理・契約	//	// 管財契約係
	会計管理	//	// 会計係
	経営管理	//	経営企画課 経理係
	給水工事等の審査・完成検査	//	給排水課 給水装置係
	起債申請等管理	工務部	計画課 管理計画係
	水質検査(毎月検査)	//	浄水課 水質係

広域化については、山梨県が中心となり県内の水道事業者、簡易水道事業者による水道事業の基盤強化に向けた取組を進めています。

簡易水道等施設の統合等については、施設が南北山間地域に点在し、各々が沢筋に位置して山に遮られている状況であることから困難であります。一部施設間での取水の共有を行い、効率化を図ってきました。

また、令和2年度からの地方公営企業法財務適用に伴い、南部と北部に分けられていた会計を一本化する中で、公営企業会計に移行するとともに、上下水道局内において役割分担を行い、事務の効率化に努めています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

経営比較分析表(令和5年度決算)は、別紙1のとおりです。

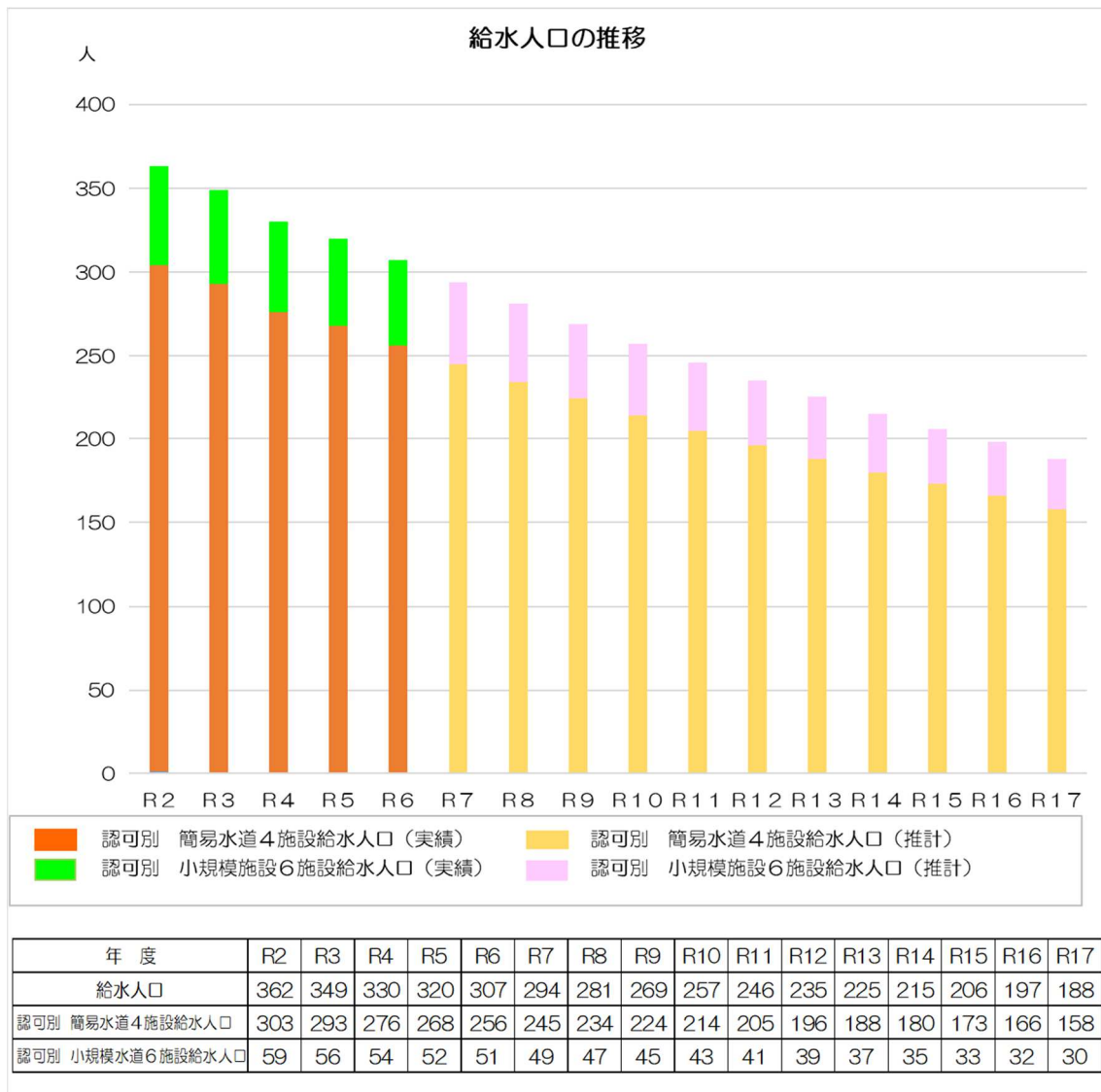
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

簡易水道等事業における給水人口は、令和2年度は362人でしたが、令和6年度には307人と減少しています。この簡易水道等事業区域内給水人口変動を基に推測すると、今後も減少傾向が続き、令和17年度には、188人となる見込みです。

令和7年度を基準にすると、経営戦略の計画期間令和17年度までの10年間で106人、率にして36.1%減少することになります。

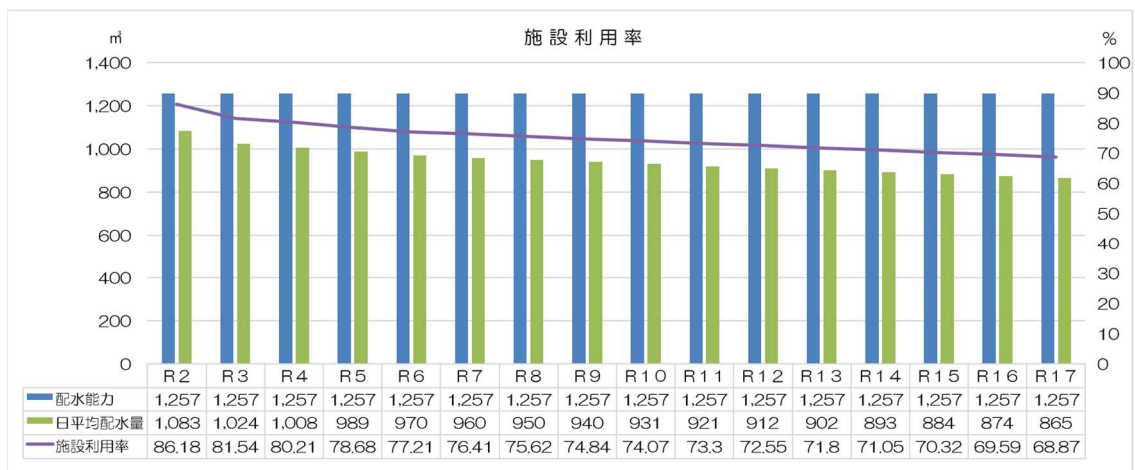
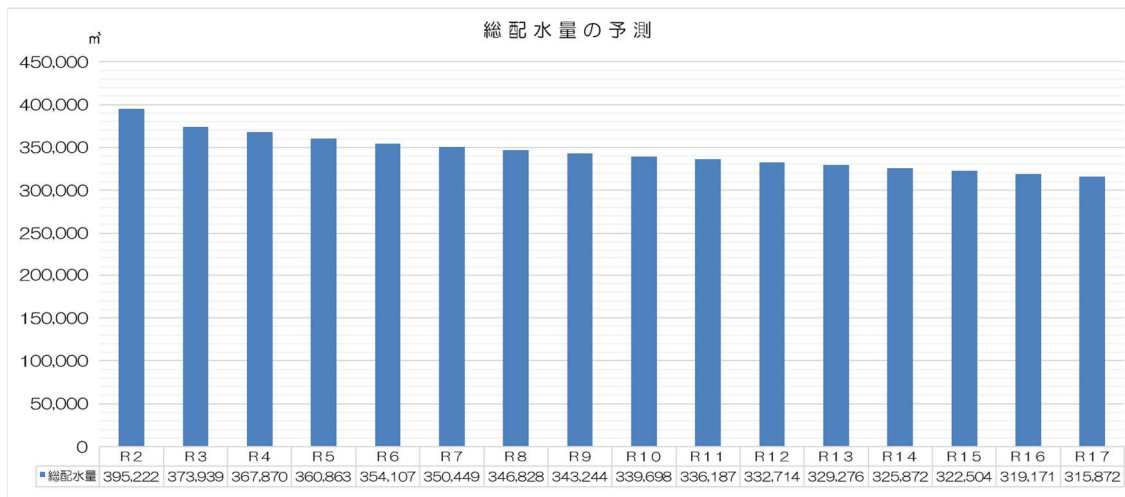
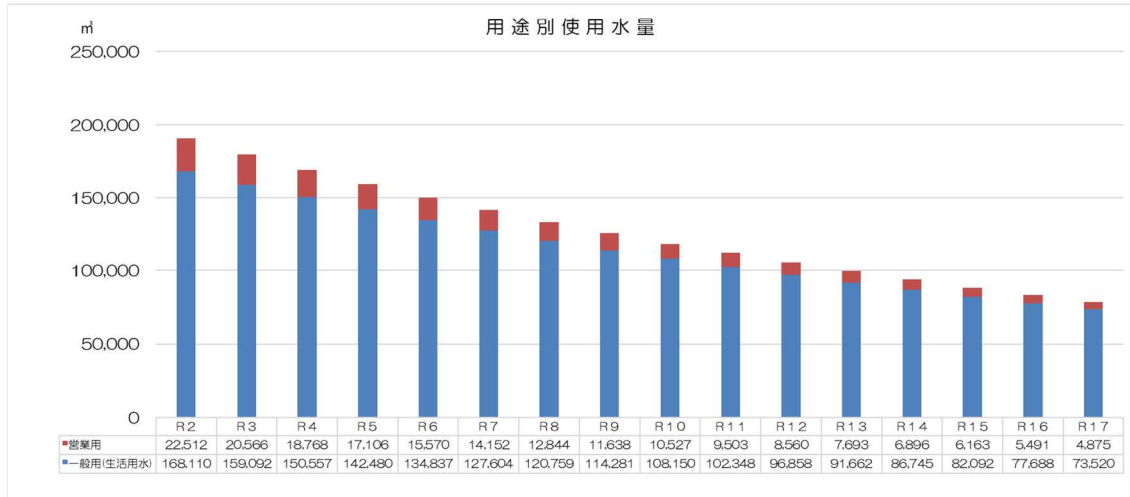
本事業における給水人口の推移予測は、次のとおりです。



(2) 水需要の予測

給水人口の減少により、水需要も減少していくことが想定されます。

令和2年度から令和6年度の実績を基に予測した、用途別使用水量、総配水量、施設利用率については、次の表のとおりです。

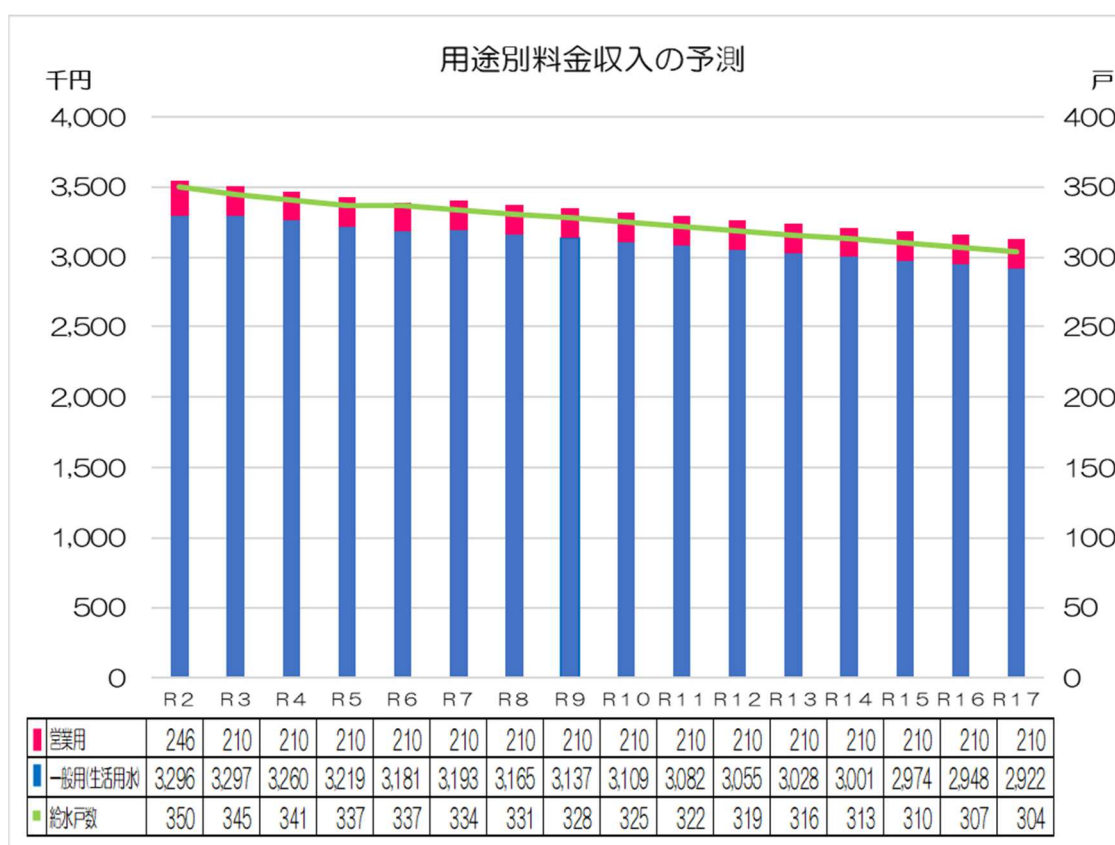


(3) 料金収入の見通し

本事業地域が、過疎化の進む山間地域であることを考慮すると、新たな住居や営業用施設が建設される可能性は低いと推測しています。

しかしながら、ほとんどの地区が定額制の料金体系であり、また、料金収入に大きく影響する給水戸数についても、夏季のみ当該地区へ居住するなどの非定住世帯もあることから、給水人口の減少数ほど影響を受けないものと推測しています。

また、営業用施設はコロナ禍の影響により、令和3年度に契約件数が減少したものの、令和6年度まで増減は無く、今後も現状維持で推移していくものと想定します。



(4) 組織体制

本事業は、持続的な運営が図られるよう、その推進体制として、平成24年度に市長部局から上下水道局へ包括的な事務委任が行われ、事業運営を行っています。

各々異なる施設の操作方法や老朽化した施設の更新・維持管理には、現場での経験や知識・ノウハウを継承する必要があることから、1班2名の2班体制を維持し、現在の簡易水道係4名により、適切な維持管理に取り組んでまいります。

3. 経営の基本方針

信頼性の高い水道を次世代に着実に継承していくことを基本とし、運営経費を踏まえる中で、安全で安心な水を安定的に供給できるよう水源から給水栓まで一貫した管理を徹底し、必要な方策を適宜講じながら、将来にわたり持続可能な事業運営に努めてまいります。

安 全 : 良質な飲料水の確保

⇒ 法定の水道水質基準に準拠した良質で安全な飲料水を供給するため、定期的及び臨時的に水質検査を実施するなど適時適切な水質管理に努めます。

安 心 : 迅速な対応

⇒ 不慮の断水や漏水、突発的な災害等に対し、適切かつ迅速な対応（応急給水、応急復旧等）が可能な管理体制を確保します。

安 定 : 維持管理の徹底

⇒ 専門的かつ高度な技術による点検整備及び保守管理体制を確保するなど、施設管理水準の維持・向上を図ります。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画（収支計画）は、別紙2・3のとおりです。

（2）投資・財政計画（収支計画）の概要

① 投資について

「地域住民へ安全で安心な水を安定的に供給する」ため、既存施設や管路の更新及び設備の改修は、必要に応じて行っていかなければなりません。効率的で持続可能な事業運営に努めるとともに、各施設主要部分の更新は、最小限に留める中で長寿命化を図ります。また、管路の更新については、耐用年数や管種のほか漏水の発生度を勘案して行うことで投資額を抑制してまいります。

② 財源について

公営企業会計にあっては、経費の負担区分を前提に実態に即し、かつ実行可能な独立採算制を基本としています。しかしながら、本事業は給水収益が事業費の5%程度で、令和元年10月に消費税率及び地方消費税率改正に伴う料金改定を行い、わずかながらの増収を図りましたが、今後も給水人口や世帯数の減少により、給水収益の増加は見込めないことから、社会経済情勢の変化や住民との合意形成などの要因を踏まえて、料金改定の必要性について検討を進めてまいります。資金収支の不足分については、市の一般会計からの繰入金で賄っていくこととなりますが、繰入金の抑制を図るため、経費の節減、事務の効率化に努めていきます。

また、企業債の借り入れについては、今後の既存施設の更新や設備の改修に伴い適切に活用する中で、事業費及び償還金が平準化できるよう計画的に行ってまいります。

さらに、国の補助金等については、制度を注視しながら検討してまいります。

③ 投資以外の経費について

○委託料に関する事項

施設の維持管理に伴う委託については、専門的な知識・技術を求められることから、今後も継続し、施設の長寿命化に努めてまいります。

○修繕費に関する事項

施設・設備の長寿命化や予算の平準化を考慮して、適時適切に対応してまいります。

○動力費に関する事項

現状施設の動力費の維持に努めるとともに、新たな施設・設備の更新や改修の際には、電力消費量の低い節電機器の導入を検討します。

○職員給与費に関する事項

職員の人数は、現状維持とし、必要に応じて職位や職種を見直してまいります。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについて

○広域化

国においては、水道事業の経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るため、広域連携は有力な方策であるとし、各都道府県に対し検討体制の構築及び検討を進めることを要請してきました。

これを受け、山梨県においては、県内市町村の水道事業者及び簡易水道事業者と「広域連携等に関する検討会議」を設置する中で、広域連携について検討を進め、令和5年3月に「山梨県水道広域化推進プラン」を策定しました。

本市においては、水道事業に経営・管理部門を委託して事務効率を図っていますが、今後も検討会議に参画し、効率化に努めます。

○耐震化

各施設主要部分は、これまでの耐震診断の結果、耐震性能を有していることを確認しています。「甲府市上下水道耐震化計画」に基づき、本事業の給水区域は市街地から離れた小規模な集落に存在することから、管路の耐震化は行わず、災害時には耐震性能を有している既存配水池の貯水利用や、必要に応じて運搬給水や可搬式浄水施設等により対応してまいります。

○民間の資金・ノウハウ等の活用（DXの取組/PPP・PFI等の導入等）

先進都市の事例や山梨県内の広域化等の検討を踏まえ、民間事業者との連携やスマートメーターの整備など、事業の効率化について検討してまいります。

○アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）

経費の削減・効率化を徹底する中で持続可能な事業運営に努めながら、必要な施設整備等を進めることを基本としています。

こうしたことから、既存の施設・設備については、遠隔通信装置による毎日点検及び通常現地点検（毎週点検・毎月点検）のほか、状況変化による随時点検を適切に行うことにより施設の異常・故障個所の早期発見に努めるとともに、専門事業者への委託による定期点検により、大きな異常・故障が発生する前に部品交換等を行い、長寿命化に繋げてまいります。

また、配水池及び構造物等の修繕や改修については、耐用年数及び施設等の劣化状況、更には緊急度を勘案し優先順位を付ける中で、計画的な実施により投資の平準化を図ってまいります。

○施設及び設備の廃止・統合（ダウンサイジング）

水需要の予測に基づき、給水人口が10人未満の6地区の施設については、各施設間が山々に遮られ施設の統廃合が困難なため、将来的には、施設の更新等におけるダウンサイジングや新たな方法による給水を検討してまいります。

その他の4地区の施設についても、施設の統廃合は難しく、当面給水人口の大幅な減少も見込まれないことから、現状施設の長寿命化を図るため維持管理を適切に行ってまいります。

○施設及び設備の合理化（スペックダウン）

10地区全ての施設において、ポンプ及び計測装置等の機械・電気設備等の交換時には、その時の利用状況や将来見通しなどから、機器の性能や機能を精査する中で、スペックダウンを検討します。

○その他の取組

災害時において電力供給が遮断されることを想定して、無停電電源装置の設置や、発電機・燃料等のバックアップ体制確立のため資機材会社等との協定締結に取り組んでまいります。

② 財源についての検討状況等

○料金

現在、定額制9地区及び従量制1地区の料金体系がありますが、本事業を将来にわたって安定的に継続していくため、今後の施設維持の費用や更新計画等を作成する中で、過去の経緯や、また寒冷地という地域特性による冬季の凍結防止対応に伴う料金の負担増の課題を踏まえ、現行体系での料金改定の必要性について検討してまいります。

○繰入金

繰入金が維持管理の大きな原資となり事業経営を支えているため、今後も徹底したコスト削減や業務の効率化に努めてまいります。

○資産の有効活用による収入増加の取組

遊休資産等売却可能な土地等はありませんが、収入の増加を図るため資産の有効活用等を検討してまいります。

5. 経営戦略の事後検証、改善等に関する事項

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの経営戦略期間において、進捗管理・評価(Check)・改善、立案(Action)・戦略改定(Plan)・実施(Do)のCAPDOサイクルにより、進捗管理(モニタリング)を行い、中間の令和12(2030)年に前期の評価を実施する中で、見直しを行っていきます。また社会情勢の変化にともない、適時適切に今期の経営戦略を検証し見直しを行っていきます。